

不当利得 宅建 H09-07-1 《#748》

【問】 正誤をつけよ。

A所有の不動産の登記がB所有名義となっているため固定資産税がBに課税され、Bが自己に納税義務がないことを知らずに税金を納付した場合、Bは、Aに対し不当利得としてその金額を請求することはできない。



【答え】 誤り

《ポイント》 不当利得の返還義務【宅建 発展】

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(「受益者」)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。(民法703条)

《要件》

- ①他人の財産又は労務によって利益を得たこと
- ②他人に損失を与えたこと
- ③受益と損失との間に因果関係があること
- ④法律上の原因がないこと

